清須市成年後見支援センター運営業務委託仕様書(案)

本仕様書は、清須市成年後見支援センターの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 件名

清須市成年後見支援センター運営業務

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

3 名称、設置場所及び区域

名称	設置場所	区域
清須市成年後見支援センター	清須市一場古城604番地15 清須市清洲総合福祉センター内	市内全域

4 清須市成年後見支援センター開設日

令和5年6月1日

5 支援対象者

原則として清須市に住所を有し、在住する者

6 施設の整備等

- (1) 設置場所に事務所を設置し、高齢者及び障害者に配慮した設備を有すること。
- (2) 事務所には、事務室及び相談室等を配置する。相談室は、相談者のプライバシーが確保されるよう別スペースとする。
- (3) 受付及び簡易な相談に対応できる受付カウンターを設置すること。
- (4) センターは個人情報を取り扱うことを踏まえ、施錠できる保管庫等を設置する。
- (5) 専用のセキュリティ機能を確保した P C、電話、プリンター及びファクシミリを配備すること。また、インターネットへの接続が可能な環境を整備し、専用の電子メールアドレスを取得すること。
- (6) センターの看板を設置し、地域住民への周知を図ること。

7 職員体制

職員体制は2名程度とし、社会福祉士もしくは社会福祉士に準ずる者を配置すること。 ※社会福祉士に準ずる者

高齢者、障害者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。

8 業務日及び営業時間

施設の業務日及び業務時間は、次のとおりとする。ただし、業務時間帯以外であっても、地域の住民、関係団体等への会議への出席を求める場合がある。

- (1) 業務日 月曜日から金曜日まで(祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)
- (2) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※電話等により24時間対応可能な連絡体制を確保すること。

9 業務内容

センターで実施する業務の具体的内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 清須市成年後見支援センター開設準備業務
- (2) 清須市成年後見支援センター広報、啓発業務
 - ①出前講座の開催

- ・地域の会合、ブロック社協、寿会、心身障害者福祉協会、サロン活動、ボランティア活動などの機会に出前講座を開催し、センター開設の広報、成年後見制度周知、制度理解を促進する。
- ②広報媒体を通じた啓発
 - ・清須市広報誌、社協だよりでの広報や市、社会福祉協議会のホームページで周知を 図る。
- ③センター開設イベント
 - ・成年後見制度啓発講演会 対象者【市民・関係団体】
- (3) 成年後見制度に関する相談業務
 - ①センター窓口、電話、訪問での相談受付、訪問による状況調査の実施
- (4) 成年後見制度利用促進業務
 - ①成年後見人受任者調整(マッチング)支援
 - ②家庭裁判所との連携
 - ③日常生活自立支援事業等の関連制度からのスムーズな移行
 - ・チーム会議・支援検討会議等を運営し、①から③の業務を行う。
- (5) 後見人支援業務·不正防止効果
 - ①親族後見人への支援
 - ・後見人が本人、親族、福祉、医療、地域等の関係者と連携し本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し、適切に対応できるよう支援する。
 - ②不正防止のための金融機関への制度周知 ※センター開設後、順次業務を実施する。

10 届出・報告等

- (1) 受託者は、事業を実施するに当たっては、市と協議の上、年間の事業計画を作成し、事業を計画的に実施するものとする。
- (2) 受託者は、月毎の委託業務に係る相談内容、処理状況等について、当該月の翌月10 日までに市に報告しなければならない。また、年間業務事業報告及び収支決算書につい ては、業務終了後速やかに市に報告すること。
- (3) 市が業務に関わる資料を求めた場合には、速やかに提出すること。
- (4) 会計及び事業に関する文書等については、適切な方法で5年間保存すること。
- (5) 市の要請により、成年後見支援センター運営協議会に出席し、業務実績、収支等について報告すること。

11 委託料

受託者は、契約書に基づき、成年後見支援センター事業の実施に係る委託料の請求書を市に提出すること。

市は、年間業務事業報告及び収支決算書の提出を受けたときは、遅延なく当該委託業務が契約の内容に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、委託料の額を確定し、受託者に通知するものとする。

12 法令等の遵守

受託者は、成年後見支援センターを運営するに当たり、法その他の関係法令を遵守すること。

13 秘密の保持

受託者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。

14 その他

本仕様書の定めのない事項については、必要に応じて市と協議の上定めるものとする。